

自家用有償旅客運送の更新登録申請について

1 自家用有償旅客運送について

【法令：道路運送法第 78 条第 2 号】

自家用自動車による有償運送は原則として禁止されているが、過疎地域等における住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難であり、地域の関係者からなる協議会等で必要性について合意した場合に、道路運送法に基づく登録を受けて、自家用有償旅客運送を行うことができる。

例：市町村運営の自家用有償旅客運送

福祉協議会による自家用有償旅客運送 など

2 現在の登録内容

(1) 対象

佐木島循環バス

久井ふれあいバス

(2) 登録の有効期間

平成 27 年 9 月 29 日から平成 30 年 9 月 28 日まで

※ 7 月豪雨災害に係る災害救助法の適用により、有効期間満了日が平成 30 年 11 月 30 日まで延長

3 更新登録申請について

【様式第 1-2 号】自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）のとおり

(案)

様式第 1 - 2 号

平成 3 0 年 1 1 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

名 称 三原市
住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
代表者の氏名 三原市長 天満 祥典

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 三原市
住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
代表者の氏名 三原市長 天満 祥典

登録番号

中広市交第 9 号

自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送 (交通空白輸送)

2. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

別紙

3. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
三原市	三原市港町三丁目 5 番 1 号
久井支所	三原市久井町和草 6 1 5 番地 1

4. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
三原市 久井支所	2	1 (0)	3	()	()	()	()	()	()	3 (0)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

5. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	主として、三原市佐木島（鷺浦町）、三原市久井町の住民とする。
--------	--------------------------------

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

旅客から収受する運賃は、乗車距離数、大人・小人の別に関わらず、一乗車につき、一人 200 円の一律運賃とする。

ただし、三原市敬老優待乗車証及び障害者優待乗車証交付規則（平成 17 年 3 月 22 日規則 101 号）で定める敬老優待乗車証を提示した旅客は一乗車につき 100 円、障害者優待乗車証を提示した旅客は無料とする。また、鷺浦町の三原市立鷺浦小学校又は三原市立鷺浦幼稚園に就学している児童・園児と久井町の通院を目的に乗車する旨を運転手へ申告した旅客は無料とする。

9. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 運送しようとする旅客の名簿（市町村福祉輸送を行う場合に限る。）
- (9) 登録証

別 紙

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	佐木港 (三原市鷺浦町須波 811 番地 15 先)	・ J A 三原鷺浦営農生活センター ・ さぎしまふるさと館 ・ 向田港	佐木港 (三原市鷺浦町須波 811 番地 15 先)	11.55Km 島内循環線 (時計回り)
2	徳納(保)宅横 (三原市久井町小林 311 番地先)	・ 志田宅前 ・ 公立くい診療所	小林鍼灸院 (三原市久井町江木 102 番地 4 先)	20.00km
3	下谷橋 (三原市久井町坂井原 4447 番地 先)	・ 倉橋宅前(下津) ・ 公立くい診療所	中山歯科 (三原市久井町下津 1727 番地 先)	22.30km
4	山崎倉庫跡 (三原市久井町羽倉 340 番地 1 先)	・ 河崎(倫)宅前 ・ 公立くい診療所	中山歯科 (三原市久井町下津 1727 番地 先)	21.30km
5	和木ストアー (三原市久井町和草 2168 番地 先)	・ 植田宅横 ・ 公立くい診療所 ・ 森縄	中山歯科 (三原市久井町下津 1727 番地 先)	14.50km
6	村上店 (三原市久井町和草 2784 番地 先)	・ 吉田コミセン前 ・ 亀甲園 ・ 公立くい診療所	中山歯科 (三原市久井町下津 1727 番地 先)	19.50km